



山形県公報

令和元年 8 月 6 日 (火)
第 27 号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則

○山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (子ども家庭課) ……361

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (置賜総合支庁地域保健福祉課) ……364
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (同) …… 同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止…………… (同) …… 同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出…………… (県産米ブランド推進課) …… 同
- 道路の区域の変更…………… (村山総合支庁西村山建設総務課) ……368
- 同…………… (同) ……369
- 県道の供用の開始…………… (同) …… 同
- 同…………… (同) …… 同
- 開発行為に関する工事の完了…………… (村山総合支庁建築課) …… 同

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告…………… (広報広聴推進課) ……370
- 同…………… (警 察 本 部) …… 同

規 則

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 8 月 6 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第17号

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県児童福祉法施行細則 (昭和42年 3 月県規則第11号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 の備考中第 4 項を第 6 項とし、第 3 項を第 5 項とし、第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する本人の扶養義務者を第 1 号に掲げる者にあつては地方税法第292条第 1 項第11号に掲げる寡婦と、第 2 号に掲げる者にあつては同項第12号に掲げる寡夫と、それぞれみなした場合において、当該本人の法第20条第 1 項に規定する措置を開始した日の属する年の前年 (同条第 4 項に規定する指定療育機関に入院させて同条第 1 項に規定する措置を開始した日の属する月が 1 月から 6 月までの場合にあつては、前々年) の当該扶養義務者の地方税法第313条第 1 項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額 (以下この項及び次項において「前年の所得」という。) につき、同法第295条第 1 項の規定の適用を受けることとなるとき (当該扶養義務者が同項第 2 号に該当する者となる場合に限る。) は、当該本人及び当該扶養義務者が属する世帯を B 階層に属する世帯とみなして、この表を適用する。

(1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。) をしていない者のうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子 (地

方税法施行令(昭和25年政令第245号)第46条の2第2項の他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)であつて、その者の前年の所得が所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額に相当する金額以下である子を有するもの

- (2) 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない者のうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(地方税法施行令第46条の2の2第2項の他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)であつて、その者の前年の所得が所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額に相当する金額以下である子を有し、かつ、当該婚姻によらないで父となつた男子の前年の所得が500万円以下であるもの

- 3 前項の規定により本人の扶養義務者を寡婦又は寡夫とみなした場合において、同項の規定の適用を受けないときは、第1項第3号、第5号及び第6号の所得割の額の計算に当たつては、地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額(以下この項において「総所得金額等」という。)から26万円(前項第1号に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、当該扶養義務者の前年の所得が500万円以下であるものにあつては、30万円)を控除するものとし、第1項第8号の所得税の額の計算に当たつては、総所得金額等から27万円(前項第1号に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、当該扶養義務者の前年の所得が500万円以下であるものにあつては、35万円)を控除するものとする。

別表第2の備考中第8項を第10項とし、第4項から第7項までを2項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の2項を加える。

- 4 次の各号のいずれかに該当する本人(第6条第1項第3号に規定する措置を受ける場合にあつては、当該本人の扶養義務者)を第1号に掲げる者にあつては地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦と、第2号に掲げる者にあつては同項第12号に規定する寡夫とそれぞれみなした場合において、当該本人の第6条第1項第2号から第4号までに掲げる費用に係る措置を受けた日の属する年の前年(当該措置を開始した日の属する月が1月から6月までの場合にあつては、前々年)の当該本人(同項第3号に規定する措置を受ける場合にあつては、当該本人の扶養義務者。以下この項において同じ。)の地方税法第313条第1項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額(以下この項及び次項において「前年の所得」という。)につき、同法第295条第1項の規定の適用を受けることとなる時(当該本人が同項第2号に該当する者となる場合に限る。)は、当該本人が属する世帯をB階層に属する世帯とみなしてこの表を適用する。

- (1) 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない者のうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(地方税法施行令第46条の2第2項の他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)であつて、その者の前年の所得が所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額に相当する金額以下である子を有するもの

- (2) 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない者のうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(地方税法施行令第46条の2の2第2項の他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)であつて、その者の前年の所得が所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額に相当する金額以下である子を有し、かつ、当該婚姻によらないで父となつた男子の前年の所得が500万円以下であるもの

- 5 前項の規定により本人(第6条第1項第3号に規定する措置を受ける場合にあつては、当該本人の扶養義務者。以下この項において同じ。)を寡婦又は寡夫とみなした場合において、前項の規定の適用を受けないときは、第1項第3号、第5号及び第6号の所得割の額の計算に当たつては、地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額(以下この項において「総所得金額等」という。)から26万円(前項第1号に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、当該本人の前年の所得が500万円以下であるものにあつては、30万円)を控除するものとし、第1項第8号の所得税の額の計算に当たつては、総所得金額等から27万円(前項第1号に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、当該本人の前年の所得が500万円以下であるものにあつては、35万円)を控除するものとする。

別記様式第1号の注書第1項に次の1号を加える。

- (4) 申請者が別表第1備考第2項各号のいずれかに該当する者である場合は、療育給付寡婦(夫)みなし適用申請書(別記様式第1号別紙4)

別記様式第1号に次の1別紙を加える。

様式第1号別紙4

年 月 日

山形県知事 殿

申請者氏名 (記名押印又は署名)

療育給付寡婦（夫）みなし適用申請書

私は、療育の給付の申請に当たり、当該給付の費用負担の算定に関して、寡婦（夫）のみなし適用を受けたいので、次のとおり申請します。

また、知事が必要と認めた範囲内において、児童扶養手当の支給に関する情報、申請者及び対象となる子の課税状況その他の寡婦（夫）とみなすために必要な情報を関係部署に照会し、又は情報提供すること並びに申請内容に虚偽があつた場合は、知事が、寡婦（夫）みなし適用を取り消し、当該申請に基づき適用された費用の減額分について追加徴収を行うことについて同意します。

適用区分	<input type="checkbox"/> 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていない者のうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有するもののうち、下記のいずれにも該当しないもの <input type="checkbox"/> 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていない者のうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有するもののうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの <input type="checkbox"/> 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていない者のうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が500万円以下であるもの
子の氏名	

- (注) 1 該当する項目の□にレ印を記入すること。
 2 「前年の所得」とは、地方税法第313条第1項に規定する所得（同項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額をいう。以下同じ。）の合計額（指定療育機関に入院させて児童福祉法第20条第1項に規定する措置を開始した日が1月から6月までの場合は、前々年の所得の合計額）をいう。
 3 「基礎控除額」とは、所得税法第86条第2項に規定する基礎控除の額に相当する金額をいう。
 4 次に掲げる書類を添付すること。
 (1) 申請者及び子の戸籍全部事項証明書
 (2) その他知事が必要と認める書類

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第2の規定は、平成30年4月1日から適用する。

告 示

山形県告示第216号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人地域生活支援協会	ケアセンターてらす 米沢市窪田町窪田1435番地の13	訪 問 介 護	令和元. 7. 26

山形県告示第217号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和元年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人地域生活支援協会 米沢市窪田町窪田1435番地の13	ケアセンターてらす 米沢市窪田町窪田1435番地の13	居 宅 介 護	令和元. 7. 26
特定非営利活動法人地域生活支援協会 米沢市窪田町窪田1435番地の13	ケアセンターてらす 米沢市窪田町窪田1435番地の13	重度訪問介護	同

山形県告示第218号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和元年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人あすなるの会 米沢市窪田町窪田1400番地	あすなる在宅介護サービスセンター 米沢市窪田町窪田1400番地	居 宅 介 護	令和元. 7. 31
特定非営利活動法人あすなるの会 米沢市窪田町窪田1400番地	あすなる在宅介護サービスセンター 米沢市窪田町窪田1400番地	重度訪問介護	同

山形県告示第219号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和元年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

山形おきたま農業協同組合
 代表理事組合長 木村 敏和
 東置賜郡川西町大字上小松978-1

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
加藤 文一 東置賜郡川西町大字上小松2722 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和元年7月22日
坂野 弘幸 米沢市六郷町長橋337 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
佐藤 智浩 西置賜郡飯豊町大字黒沢207-1 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
平林 章 南陽市大橋2257 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
青木 豊志 長井市花作町1-10-11 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
寒河江 喜久夫 東置賜郡川西町大字高山3978 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
宍戸 利一 東置賜郡川西町大字時田54 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
田苗 政一郎 西置賜郡白鷹町大字横田尻2018 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
嶋貫 正昭 西置賜郡飯豊町大字萩生48 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
遠藤 隆則 米沢市大字木和田503 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
竹田 栄司 長井市日の出町8-43 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
佐藤 幸夫 東置賜郡川西町大字苺321 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
金子 寛和 東置賜郡川西町大字東大塚1900 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
伊藤 繁明 米沢市大字口田沢1223 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左		

森谷 嘉嗣 米沢市大字舘山3223-14 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
登坂 幸治 東置賜郡川西町大字上奥田3821 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
梅津 芳晴 長井市寺泉1118 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
小林 周一 西置賜郡白鷹町大字横田尻5327 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
佐々木 勝幸 東置賜郡川西町大字上奥田2462-1 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
高橋 政勝 米沢市笹野本町6828 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
菅原 利浩 西置賜郡白鷹町大字畔藤5579 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
高橋 幸起 長井市九野本2675 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
佐々木 泰司 長井市五十川1989 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
菅野 修 長井市川原沢972 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
大河原 文幸 長井市勸進代236 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
藤倉 弘樹 東置賜郡高畠町大字根岸453 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
近野 信浩 東置賜郡川西町大字西大塚4194-1 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
金子 浩子 長井市勸進代1731 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
桑原 健太郎 東置賜郡高畠町大字上平柳2090-11 もみ、玄米、大豆、そば	同 左

本間 忠司 米沢市窪田町窪田97 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
坂野 友一 米沢市六郷町長橋298 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
小関 正浩 長井市九野本827 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
高橋 勝 東置賜郡高畠町大字亀岡3641 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
栗田 俊明 西置賜郡小国町大字尻無沢358 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
齋藤 達也 西置賜郡小国町大字北77-11 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
長谷川 仁 米沢市大字川井3847 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
辻 浩明 南陽市宮内2408-11 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
長谷部 克広 西置賜郡白鷹町大字高玉1775-4 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
川崎 達郎 長井市歌丸1594 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
新野 克行 東置賜郡川西町大字高豆蔻663 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
平 圭一郎 東置賜郡高畠町大字山崎115-14 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
富樫 啓貴 東置賜郡川西町大字中小松2234 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
横山 康彦 長井市草岡3412-2 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
高橋 弘之 南陽市若狭郷屋871 B-5 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左
児玉 直樹 西置賜郡白鷹町大字高玉1059-11 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左

齋藤 佑輔 南陽市鍋田1163-1 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
	柏倉 義弘 米沢市塩井町塩野1489-26 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	
	横山 汐佑希 米沢市舘山五丁目1-93 もみ、玄米、小麦、大豆、そば	

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 有限会社米の里
 代表取締役 伊藤 亮一
 鶴岡市小中島字赤沼22
- (2) 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
荒田 加代子 東田川郡三川町大字横山字横山216 もみ、玄米	同 左	国内産農産物に限る。	令和元年6月30日
木野 喜雄 東田川郡三川町大字横山字西田33-1 玄米			
荒田 祐子 東田川郡三川町大字横山字横山216 もみ、玄米	同 左		

山形県告示第220号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和元年8月6日から同月20日まで縦覧に供する。

令和元年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県道
- 路線名 大江西川線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡西川町大字大井沢字六角847番2から 同 849番2まで	旧	15.9メートル } 8.0	29メートル
同 上	新	16.4メートル } 8.7	同 上

山形県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和元年8月6日から同月20日まで縦覧に供する。

令和元年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小山海味線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡西川町大字入間字菅谷地789番1から 同 786番4まで	旧	7.3メートル } 5.0	46メートル
同 上	新	10.3メートル } 5.8	同 上

山形県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和元年8月6日から同月20日まで縦覧に供する。

令和元年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 大江西川線
- 2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字大井沢字六角847番2から
同 849番2まで
- 3 供用開始の期日 令和元年8月6日

山形県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和元年8月6日から同月20日まで縦覧に供する。

令和元年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 小山海味線
- 2 供用開始の区間 西村山郡西川町大字入間字菅谷地789番1から
同 786番4まで
- 3 供用開始の期日 令和元年8月6日

山形県告示第224号

次の開発行為は、完了した。

令和元年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号 令和元年7月4日 指令村総建第180号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 東村山郡山辺町大字山辺字庚段5160番、5163番1、5164番1、6182番
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称 東村山郡山辺町大字山辺5160番地 学校法人 仙英学園

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県ホームページシステム再構築業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県総務部広報広聴推進課県政広報担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2089
- 3 落札者を決定した日 令和元年7月5日
- 4 落札者の名称及び所在地
新しい山形県ホームページを創造する共同企業体 山形市松栄二丁目2番1号
- 5 落札金額 54,780,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和元年5月10日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年8月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県警察本部刑事部刑事企画課総括室 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- 3 落札者を決定した日 令和元年7月22日
- 4 落札者の名称及び所在地
オリックス・レンテック株式会社 東京都品川区北品川五丁目5番15号
- 5 落札金額 2,732,544円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和元年6月11日